



新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願いいたします。  
 2017年は酉年です。酉という漢字は酒壺を表しており「果実が極限まで熟した状態」という意味があるそうで、そこに漢字と音が似ている身近な動物であるトリを当てたのだそうです。  
 酉は「取り込む」に繋がるといわれ、運氣やお客を「取り込む」という意味で、商売繁盛につながると思われています。酉年にあやかって飛躍の年にしたいものです。

## ～ 源泉徴収の対象となる支払と税率 ～

### ・源泉徴収とは？

**給料**や**報酬**などを支払う者が、その支払いをする際に、それを**受け取る者の税金を天引きして国に納める制度**です。

### ・誰が源泉徴収するのか？

一部個人事業主を除く、**源泉徴収の対象となる支払いを行う者**であれば、個人、法人等関係なく誰でも徴収義務者になります。

### ・源泉徴収の対象となる主な支払と税率

区分	支払の内容 具体的な取引内容	支払先	
		個人	法人
①	給料・賞与 報酬・料金等	税額表より	-
②	(1)原稿料・デザイン料・講演料・芸能スポーツ等の指導料	10.21%	-
	(2)弁護士・税理士・司法書士・建築士等への報酬		
	(3)ホステス・コンパニオンへの報酬		
	(4)芸能人・プロの運動家・モデルへの報酬・料金		
	(5)広告宣伝のための賞金(50万円を超える部分)		
③	配当		
	(6)上場株式等にかかる配当	15.315%	15.315%
	(7)非上場株式等にかかる配当	20.42%	20.42%
④	使用料		
	(8)技術に関する権利・ノウハウなどの使用料や購入代金	10.21%	-
	(9)著作権・出版権などの使用料や購入代金	10.21%	-
	(10)機械装置・車両運搬具・工具器具備品の使用料	-	-

上記①の給料・賞与は一定の税率が決まっているわけではなく、給与所得の源泉徴収税額表に基づいて計算されます。②の報酬・料金等の(1)については、原稿料・デザイン料・講演料等の名目にかかわらず、実質的にそれらに相当する支払であれば対象になります。④の使用料については、(8)(9)といった権利・技術・ノウハウ等の使用料については対象とされますが、(10)のようなモノの使用料については対象とされていません。

### ・徴収を忘れた場合はどうすればいいのか？

源泉徴収の漏れがあった際は、**報酬を支払った徴収義務者**に対してペナルティ（加算税 10%）が課せられます。手順としては、いったん税務署へ納付した後に、報酬を支払った相手先に漏れた徴収税額の返金を求めることになります。

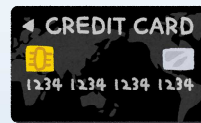
したがって、**支払の根拠となる契約書や請求書に源泉所得税の記載がない場合**で合っても、**源泉徴収の対象となる支払であれば、実際の請求額とは異なる金額を自ら計算した上で支払う必要があります。**

【クレジットカード納税スタート】

本年1月4日から、国税のクレジットカード納付が可能になりました。納付税目に制限はほとんどなく、法人税・消費税・相続税・印紙税・登録免許税等ほぼすべての税目で利用できます。

利用方法は、専用の「[国税クレジットカードお支払いサイト](#)」から、税金の種類や金額などの情報を入力し、クレカ情報を入力するだけで納付手続きが完了します。

ただし、**税額1万円ごとに76円の手数料が発生する**点、**税額1千万円未満かつカードの支払限度額までという上限**が決まっている点に注意が必要です。



クレカ納税の手数料は1万円につき76円で0.76%になります。**クレジットカードのポイント還元率が0.76%以下であれば手数料で損をすることになりますので利用はお勧めできません。**

普段は還元率が0.76%以上のクレジットカードでも、**国税の支払に関しては別の取り扱いをするカードもある**ようですので、利用の前には確認するようにしましょう。

便利なクレカ納税ですが、手元資金がないという理由でクレカ納税をしてしまい、支払いが滞ってしまうと、国税の督促は来ないがローン返済の取立が来ることになり、延滞税とは比べ物にならないような返済債務に追われ与信管理にも傷が付くこととなります。

クレカ納税を利用する際は自分の支払い能力を見極め、十分注意して利用するようにしましょう。

◆振替納税の領収証書の送付取りやめ◆

現在、国税を口座振替で納付している場合、その都度金融機関から領収証書が送付されていますが、**29年1月以降、この領収証書の送付が取りやめになります。**

送付廃止により、国税庁が負担している経費のうち7億128万円が削減できるそうです。

3月の確定申告で振替納税した際は領収証書が届きませんので、通帳をみて引き落とされているか確認するようにしましょう。

領収証書が必要な方は、税務署の窓口や郵送でも発行できるよう。詳しくは国税庁のHPをご覧ください。

◆スタッフブログ◆

弊所ホームページにて、**事務所スタッフによるブログ**を公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。  
< <http://ameblo.jp/yaraichotax/> >

今月のあなたの運勢

◆血液型編◆

A型	B型	O型	AB型
感受性が豊かになりそう！読書や映画鑑賞などがオススメです。気持ちを落ち着かせるとなお良いでしょう。	細かくてチェックも大変な仕事があり、長時間連続して作業すると、見えない疲労が蓄積します。休憩をしっかり取ろう！	物事に迷った場合は辛口の女性の意見を参考にしましょう。あなた一人で考えていると逆に悪い影響があるかも！	新製品や話題の商品の中に、あなたのニーズに合ったものが見つかるかも！使えるものなので買って損はありません。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。